2 (1) 借款は、バングラデシュ人民共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。

(a) 償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b) 年間の利子率は、三・〇五パーセントとする。

(c) 支出期間は、前記の借款契約の効力発生の日の後一年とする。

(2) (1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 (1) 借款は、バングラデシュ人民共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として、バングラデシュ人民共和国政府の権限のある当局が将来行う予算支出（両政府の関係当局間で決定する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用に供される。

(2) (1)に規定する表は、両政府の関係当局間の取決めによって修正することができる。

4 バングラデシュ人民共和国政府は、バングラデシュ人民共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に、借款の円貨による支出額に相当する額をバングラデシュの通貨で振り替えるための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、バングラデシュ人民共和国政府の国家予算に編入される。

5 バングラデシュ人民共和国政府は、借款に基づく生産物又は役務の調達が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って実施されることを確保する。

6 バングラデシュ人民共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

7 バングラデシュ人民共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してバングラデシュ人民共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8 バングラデシュ人民共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保するために必要な措置をとる。

9 バングラデシュ人民共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a) 借款の使用及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 借款及び計画に関連するその他の情報

10 両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びバングラデシュ人民共和国政府に代わって前記の了解を確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千二十六年六月九日にダッカで

バングラデシュ人民共和国駐在

日本国特命全権大使　齋田伸一

バングラデシュ人民共和国

財務省経済関係局次官

モハンマド・シャハリアル・

カデル・シディキ殿

（バングラデシュ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、バングラデシュ人民共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年六月九日にダッカで

バングラデシュ人民共和国

財務省経済関係局次官

モハンマド・シャハリアル・

カデル・シディキ

バングラデシュ人民共和国駐在

日本国特命全権大使　齋田伸一閣下

## ○農林水産省告示第九百七号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年六月十日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

| 登録番号 | 農薬の種類 | 農薬の名称 | 製造者又は輸入者の氏名及び住所 |
|---|---|---|---|
| 25049 | イミシアホス粒剤 | ネマキック粒剤 | 東京都千代田区丸の内一丁目８番３号<br>アグロカネショウ株式会社<br>代表取締役　山本修 |
| 25050 | ターバシル水和剤 | ＴＫＩシンバー | 東京都千代田区麹町三丁目５番２号ビュレックス麹町<br>ＴＫＩ　ＪＡＰＡＮ株式会社<br>代表取締役　河野一広 |
| 25051 | ターバシル・ＤＣＭＵ　ＴＫＩゾーバー水和剤 | 〃 | |

## ○農林水産省告示第九百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　京都府福知山市大江町尾藤小字細畑ケ九四四、九四四の二、九四四の乙、八〇一四から八〇一八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字細畑ケ八〇一五、八〇一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○農林水産省告示第九百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県宇都宮市石那田町字新宮帰り一〇六〇、字マトバ二一〇七の一、字古木沢二一一七から二一二〇まで、二一二三から二一二六まで、字柿木平二一二七の一、字走り帰り二一三四、二一三五、二一六二の一、二一六二の三、二一六三、二一六四の一、二一六四の三、二一六五の一、字熊鷹二一四〇、字大畑二一四一、二一四四、二一四五、二一四八、二一五一、二一五二、字小日影二一四六、二一三八一、二一三八二、字大日影二一四七、二一三七、二一三三八、二一三四二、字大日向二一五七、二一五八、二一三三二の一、字カナ畑二一三一五、二一三一九、字広久保二一三三四、二一三八九、字赤坂二一三九三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字古木沢二一一七・二一二四・二一二五・字大畑二一四四・二一四五・字小日影二一四六・字大日影二一三七・二一三八

（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）